

別表（第3条関係）

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率等
学校教育振興事業	町内の小中学校及び高等学校並びにこれらの団体に所属する教職員で組織される団体（以下「団体等」という。）	(1) 町立小中学校の児童生徒等を主な参加者とする大会の運営費 (2) 部活動の運営や活動に係る経費 (3) その他学校教育の推進、振興及び研究活動等に必要な経費	教育長が必要と認める額
社会教育団体活動推進事業	町内で活動する次に掲げる団体 (1) 青少年の健全育成活動を行う団体 (2) 人権教育活動を行う団体 (3) 婦人会・青年団等地域活動を行う団体 (4) 地域における芸術文化の振興に資する団体	団体の主たる目的を達成するために必要な経費（食糧費を除く。）	(1)(2)(3) 教育長が必要と認める額 (4) 2/3以内
全国大会等参加支援事業	予選、選抜又は競技団体からの推薦等を経て出場が決まった全国大会等（以下、「大会等」という。）へ参加登録のある者のうち、四十町の住民基本台帳に登録されている者及びその者が所属する団体の指導者	大会参加費、保険料、旅費交通費その他大会等の参加に必要な経費	次に掲げる大会等の区分に応じて定めた額。ただし、指導者は1団体につき2人を限度とする。 (1) 四国外で開催される全国大会 1人につき15,000円 (2) 四国外で開催される西日本大会 1人につき12,000円 (3) 四国大会及び四国内で開催される全国大会、西

			日本大会 1人につき8,000円 (4) 四万十町を代表して出場する大会で、教育長が必要と認めるもの 1人につき1万円
総合型地域スポーツクラブ支援事業	町内の総合型地域スポーツクラブ	報酬、報償費、人件費、旅費、需用費、役務費	教育長が必要と認める額
四万十川桜マラソン大会開催支援事業	四万十川桜マラソン大会実行委員会	報酬、報償費、人件費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料	1/2以内